

全Ｌ協事業２４第３００号
平成２５年３月２９日

正会員 各位

（一社）全国ＬＰガス協会

「ＬＰガス自動車導入補助金」について（お知らせ）

平成２４年度補正予算のうち、災害対応型ＬＰガス自動車普及促進事業（２．６億円）の実施団体が日本ＬＰガス団体協議会に決定しました。

同ホームページより、現在公表されている事業概要を添付いたしますが、今後のスケジュール（公募説明会、申請の受付期間、申請書式等及び詳細）は決定次第アップされますので、同ホームページを注視ください。

なお、詳細がわかり次第、当協会からも皆様にお知らせいたします。

補助制度ホームページアドレス

（日本ＬＰガス団体協議会）

<http://nichidankyo.gr.jp/hojo/industry/lpgcar/index.html>

以 上

（発信手段：Ｅメール）

（担当者：事業推進部 堀江、島田）

以下は現時点の内容です。今後、一部変更となることもあります。

平成24年度石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業（災害時対応型石油ガス自動車導入促進対策事業に係るもの））

1. 事業の概要・目的

この補助金は、災害に強いLPガス自動車の導入に要する経費の一部を補助することにより、LPガス自動車の普及等を促進し、災害時における人や物資の輸送手段の確保を図ることを目的とします。〔補助金予算額：2.5億円〕

2. 補助金制度の概要

（1）補助金の対象となる車両

「液化石油ガス」を原動機の燃料として用いる自動車であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する自動車となります。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条の事業に供される自動車は除きます。

（2）補助対象経費

①メーカー仕様車の場合

既存燃料車の価格との差額

②改造車の場合

原動機の燃料を「液化石油ガス」に改造する際に要する費用

（3）補助率等について

車両一台当たり、「（2）補助対象経費」の1/2で、25万円/台を上限とします。

（4）申請者について

原則として、「（1）補助金の対象となる車両」を一定期間所有・使用しようとする法人で、申請にあたり、災害時等に人や物資の輸送手段確保のため、LPガス自動車の提供・運用協力等を誓約いただくことが条件となります。

（5）補助事業者の選定基準

日団協は、申請書の到着順に次に掲げる基準に基づいて総合的に判断し、補助金の交付を決定します。

- 申請書類が要件を具備していること
- 申請者としての資格と要件を有していること
- 補助事業の補助対象経費の内容が適切であること
- 実施計画書の内容が適切であり、確実に行われること

3. 今後のスケジュールについて

申請の受付開始は、4月10日（水）を予定しております。公募説明会の開催時期、申請書式等および詳細については、当該ホームページを更新し順次発表してまいります。